

団 終 事 業 新 規 加 入 可 能 年 齢 表

令和元年10月募集（令和2年1月より徴収開始）

Aコース（加入日から掛金払込完了日までの期間が10年以上必要＝120月必要）

定年	加 入 可 能 な 生 年 月	払込月数
60歳	昭和44年4月2日生まれ以降 (令和12年3月退職予定)	122月
63歳	41年4月2日 //	//
65歳	39年4月2日 //	//
67歳	37年4月2日 //	//

Bコース（加入日から掛金払込完了日までの期間が2年以上必要＝24月必要）

60歳	昭和36年4月2日生まれ以降 (令和4年3月退職予定)	26月
63歳	33年4月2日 //	//
65歳	31年4月2日 //	//
67歳	29年4月2日 //	//

※ 一方のコースの既加入者が、別のコースを申込む場合も新規加入扱いになります。